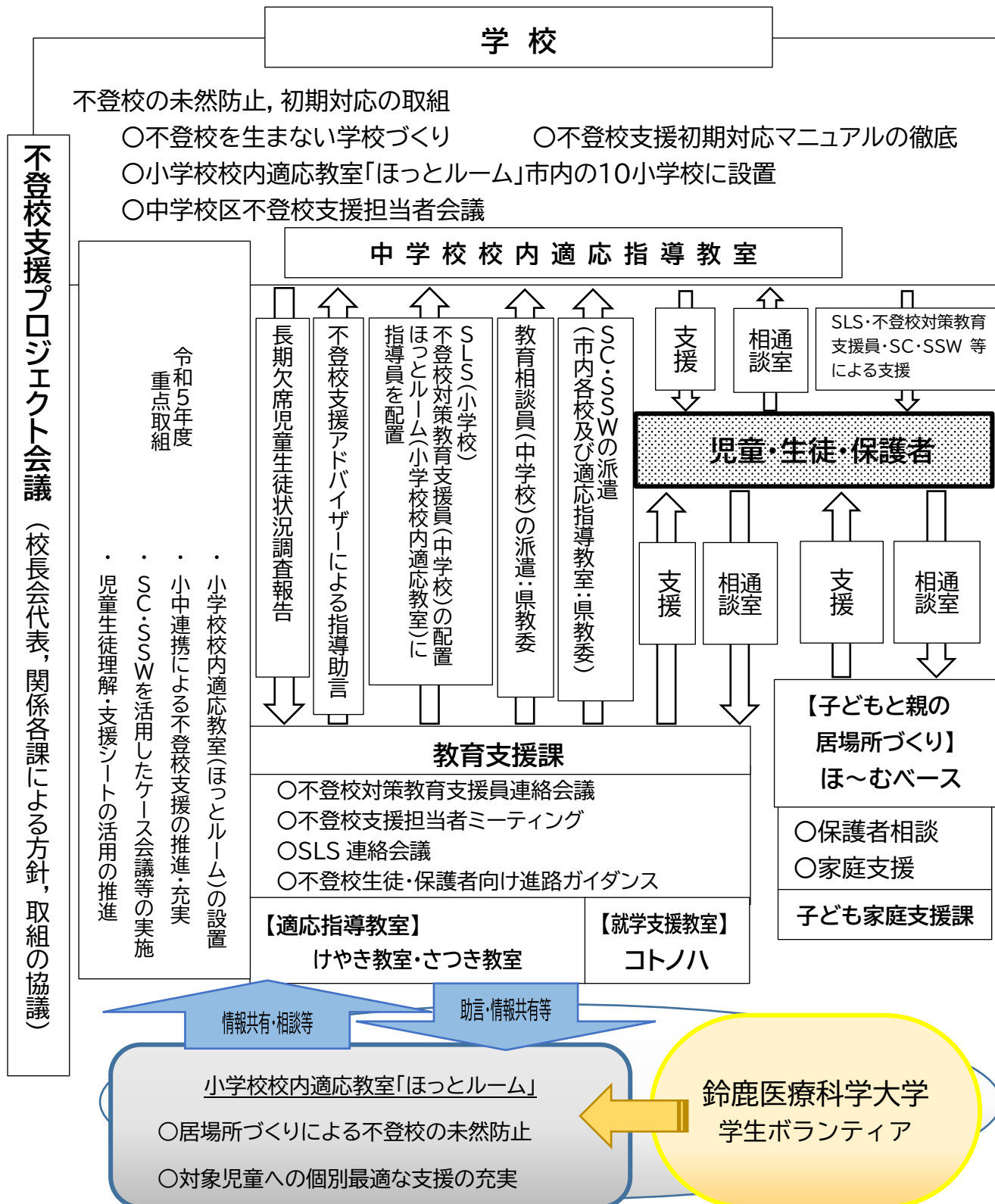


第8章 児童生徒及び学校の支援体制の充実

1 不登校児童生徒の支援

「新たな不登校を生まない」という不登校支援に基づいて、不登校を生まない学校づくりや、早期発見・早期対応に取り組むとともに、不登校児童生徒の学校復帰や社会的自立に向けて、関係機関と連携し支援を行う。

※ SLS:スクールライフサポーター, SC:スクールカウンセラー, SSW:スクールソーシャルワーカー



(1) 不登校を生まない学校づくり

すべての児童生徒が、日々の授業や学校生活の中で、「学校に来ることが楽しい」と感じられるような「魅力的な学校づくり」の取組を推進する。

また、各小中学校内に必要に応じて適応（指導）教室を設置し、別室における居場所づくりや学力保障など個別最適な支援の充実を図る。校内適応指導教室は中学校 10 校に設置されている。令和 5 年度は小学校 10 校に「ほっとルーム（校内適応教室）」を設置した。

(2) 早期発見・早期対応

不登校児童生徒の欠席状況調査や学校訪問等を通して実態把握に努め、早期発見・早期対応に取り組む。

① 早い段階で情報共有を行い、組織で対応

市内小中学校が一体となって不登校支援を組織的に行うため、不登校支援プロジェクト会議において、方策や取組を協議し発信する。

「不登校支援初期対応マニュアル」に基づいた取組の定着を進める。

② S L S : スクールライフサポーターの配置

S L S : スクールライフサポーターを小学校の実情に合わせて配置し、不登校傾向にある児童の心の悩みや不安、ストレスを和らげ、登校や学校生活の支援等を行い、不登校の初期対応に役立てる。令和 5 年度は 21 校に配置した。

③ 不登校対策教育支援員の配置

教員 O B 等を不登校対策教育支援員として中学校の実情に合わせて配置し、家庭訪問や校内適応指導教室等において、学習支援や相談等を行う。令和 5 年度は 8 校に配置した。

④ S C : スクールカウンセラーの派遣

児童生徒へのカウンセリング、保護者や教職員への助言等、児童生徒への直接的・間接的な心理的サポートを行う。令和 5 年度は市内 10 中学校区・適応指導教室に派遣されている。

⑤ S S W : スクールソーシャルワーカーの派遣

問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け、関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整、学校内におけるチーム体制の構築、支援、保護者・教職員等に対する支援・相談・情報提供、教職員等への研修活動を実施する。令和 5 年度は市内 2 中学校区・適応指導教室に派遣されている。

⑥ 教育相談員の派遣

中学校に教育相談員を派遣し、生徒の見守りや相談、気になる生徒に声をかける等能動的な相談業務を行う。令和 5 年度は市内 9 中学校に派遣されている。

(3) 不登校支援アドバイザーの派遣及び鈴鹿医療科学大学等専門家との連携

校長経験者である不登校支援アドバイザーを各学校に派遣し、不登校支援に関しての指導・助言を行う。また、不登校に関わる研修講座や不登校支援担当者ミーティング

等に、鈴鹿医療科学大学の大学教授等を講師として招いたり、適応指導教室に派遣されたSCやSSWを講師として招いたりするなどして、教職員の資質向上を図る。

(4) 不登校支援に係る関係機関の連携

教育支援課、子ども政策部子ども家庭支援課が情報を共有し、学校とともに児童生徒・家庭への総合的な支援を行う。

(5) 多様な学びの場の保障

不登校児童生徒の状況に応じて、「学校に登校する」「学級に復帰する」ことだけでなく、多様な学びの場としての居場所の機能と学習保障を目指す。

① 適応指導教室の運営

「けやき教室」「さつき教室」を運営し、不登校の子どもたちに居場所を提供する。学びの保障や学校生活への復帰や社会的な自立に向けて、ソーシャルスキルトレーニングや創作活動、スポーツ活動、園芸活動、調理活動、社会体験活動といった様々な体験活動にも取り組む。

不登校児童生徒の家族支援として「ほっとさろん」を開催し保護者が思いを共有し合う場を設ける。

また、鈴鹿医療科学大学と連携し、大学生のボランティアや実習生の受入れを行う。

② ICT機器の活用

子どもの状況に応じて、1人1台端末を活用して、オンライン授業を受けたり、担任とやりとりをしたりするなど、子どもが学校とつながりをもてるような活用方法を検討する。

③ 不登校支援の中核となる適応指導教室へのSC・SSWの派遣

不登校支援として、けやき・さつき教室での支援を行う。また、通室児童生徒や不登校児童生徒、保護者に対する相談や訪問型支援の実施、教育関係機関や福祉・医療との連携や、そのためのネットワークの整備・体制づくりを行う。

2 生徒指導の支援

(1) 小中学校(幼稚園)の校種間の交流を図り、系統的で一貫した生徒指導体制を充実する。

(2) 気がかりな児童生徒に対する家庭訪問や指導を支援し、問題行動の未然防止を図る。

(3) 各中学校区で行われている「あいさつ運動」「いじめ未然防止活動」「規範意識向上活動」の取組を支援し、全市的な取組として推進する。

(4) 生徒会研修会を実施し、校則の見直しやいじめ防止の取組等の生徒の主体的な健全育成活動を支援する。(令和4年度オンラインでの開催)

- (5) 万引き防止教室, 携帯電話・スマートフォン・インターネット SNS の正しい使い方教室や薬物乱用防止教室を実施し, 非行防止の啓発活動を行う。



中学校あいさつ運動



生徒会研修会



インターネットの正しい使い方
教室

3 青少年対策の推進

(1) 青少年への支援

問題行動が心配される児童生徒や, その保護者を対象に, 子ども政策部子ども家庭支援課や鈴鹿警察署など, 各関係機関と連携を図りながら, 学校・家庭・地域社会への望ましい適応や行動に向けた支援を行う。

また, 子ども政策部に設置した青少年対策連絡調整会議において策定された「子どもの健全育成推進基本計画」に基づき, 学校・家庭・地域社会・関係機関が連携を図りながら, 市民総ぐるみによる青少年の健全育成を目指した支援を行う。

(2) 広報啓発活動

青少年の非行防止と健全育成などについて, 市民の意識向上を目指し, チラシやパンフレットの配布など関係機関・団体と連携した広報啓発活動及び青色回転灯等装備車を活用した街頭広報活動等を実施する。

また, 教育委員会 facebook を活用し, 保護者や市民への情報提供及び広報啓発活動を実施する。

(<https://www.facebook.com/edu.suzuka>)

※教育委員会 facebook に掲載した健全育成に関する情報の件数 ⇒令和4年度 13 件



(3) 調査研究活動

青少年の非行や問題行動の分析及び統計処理を実施する。また, 講演会や研修会等でこの調査結果を活用し, 非行防止等への意識向上を図る。

(4) サポート体制の充実

問題行動を繰り返す児童生徒について, 関係機関・団体と連携し, 児童生徒や保護者へのサポート活動を推進する。

4 安全で安心な生活環境の推進

(1) 青色回転灯等装備車でのパトロールの実施

青色回転灯等装備車による登下校時等のパトロール活動を積極的に実施する。



青色回転灯等装備車

(2) 安全安心パトロールの実施

地域・保護者・学校が一体となって組織されている各小中学校区パトロール隊の活動を支援し、安全安心の取組の充実を図る。

また、地域の自主防犯団体や事業所等との連携を図るなど、安全安心ネットワークの充実を図る。

(3) 防災行政無線の活用

不審者や登下校時における犯罪等、全小中学校に対して緊急を要する一斉連絡が必要な場合に、平成23年3月に導入された防災行政無線を活用する。また、初動体制の確認を兼ねた「防災行政無線活用訓練」を年1回実施する。

(4) 不審者情報のメール配信

子どもに危険の及ぶ恐れのある不審者情報について「鈴鹿公式LINE」システムを活用し、保護者や市民へ情報提供を行う。

(5) その他の安全対策

- ① 安全マップづくりを推進する。
- ② 鈴鹿警察署と連携して幼稚園や小中学校での防犯教室を実施する。
- ③ 学校の防犯マニュアルの整備や防犯訓練（連れ去り防止訓練【児童対象】、不審者侵入防止訓練【教職員対象】）の充実を図る。
- ④ 幼児児童に防犯ホイッスル等の携行の徹底を図る。
- ⑤ 交通防犯課と連携した交通安全教室を実施する。
- ⑥ 「鈴鹿市通学路交通安全プログラム」にもとづき、警察や道路管理者と連携して、通学路危険箇所合同点検を実施し、危険箇所の改善を図る。また、通学路等の点検箇所や改善状況を、教育委員会のホームページに掲載する。



防犯ホイッスル寄贈



合同危険箇所点検



通学路危険箇所点検連絡会議

5 地域ぐるみの教育の推進

平成 23 年 4 月 1 日に、市内全ての公立小中学校をコミュニティ・スクールに指定し、各学校に保護者や地域住民による学校運営協議会を設置した。この背景には、平成 16 年度から取り組んできた「学びのネットワークづくり」と「安全安心のネットワークづくり」を基盤とした地域ぐるみの教育の推進がある。



学校運営協議会

各学校では、定期的に学校運営協議会を開催し、地域の声を生かした学校教育活動に取り組むとともに、地域・家庭・学校が一体となって、学校の教育課題解決や改善を図るなど、開かれた学校づくりを推進する。

また、地域ぐるみの特色ある教育の充実を図るため、管理職、CS 担当教員、地域コーディネーター等を対象とした研修会などを開催する。

※教育課題改善に向けた学校運営協議会開催回数 ⇒ 令和 4 年度のべ 234 回

